

既存住宅における省エネ改修促進事業交付要綱 新旧対照表

新	現行
既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱 (制定) 令和4年6月21日付4都環公地温第698号 (改正) 令和4年9月6日付4都環公地温第1386号 (改正) 令和5年1月27日付4都環公地温第2665号 (改正) 令和5年5月19日付5都環公地温第788号 (改正) 令和6年5月17日付6都環公地温第1104号 (改正) 令和6年6月28日付6都環公地温第1866号 (改正) 令和7年5月19日付7都環公地温第1558号 <u>(改正) 令和7年10月1日付7都環公地温第4039号</u> 第1条～第3条（現行のとおり） （助成対象事業） 第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱4 2に定めるものであって、かつ、助成対象設備の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。 一 高断熱窓又は高断熱ドア (1) 令和4年4月1日から令和11年3月30日までの間に助成対象設備を新規に設置すること。 (2) 外気に接する既存の窓に対し、高断熱窓である内窓の取付け、外窓の交換若しくはガラスの交換を実施すること又は外気に接する壁に新し	既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱 (制定) 令和4年6月21日付4都環公地温第698号 (改正) 令和4年9月6日付4都環公地温第1386号 (改正) 令和5年1月27日付4都環公地温第2665号 (改正) 令和5年5月19日付5都環公地温第788号 (改正) 令和6年5月17日付6都環公地温第1104号 (改正) 令和6年6月28日付6都環公地温第1866号 (改正) 令和7年5月19日付7都環公地温第1558号 第1条～第3条（略） （助成対象事業） 第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱4 2に定めるものであって、かつ、助成対象設備の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。 一 高断熱窓又は高断熱ドア (1) 令和4年4月1日から令和11年3月30日までの間に助成対象設備を新規に設置すること。 (2) 外気に接する既存の窓に対し、高断熱窓である内窓の取付け、外窓の交換若しくはガラスの交換を実施すること又は外気に接する壁

く高断熱窓の取付けを実施すること。外気に接する既存のドアを高断熱ドアへ交換すること又は外気に接する壁に高断熱ドアを新しく取り付けること。ただし、令和7年10月1日以降に第7条第1項の規定による事前申込（以下「事前申込」という。）をした場合においては、工事後に断熱等性能等級5を満たす住宅を除き、次に掲げる外窓及び高断熱ドアは助成対象外とする。

（ア）外気に接する壁に新たに開口部を設けて設置する外窓及び高断熱ドア

（イ）既存の開口部を拡張して設置する外窓

（ウ）開口部の位置を変更して設置する外窓及び高断熱ドア

（エ）既存の開口部における外窓及びドアの交換工事において、既存サッシ数を上回る数の外窓及び高断熱ドア

（3）（現行のとおり）

（助成対象事業）

第5条

一～二（現行のとおり）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。

一 第11条の規定による交付申請（以下「交付申請」という。）を行うための事前申込を公社が受け付けた日より前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。ただし、以下の表に掲げる期間において、契約締結し、又は契約締結及び工事したもの（以下「契約締結等」という。）に係る経費を除く。

に新しく高断熱窓の取付けを実施すること。外気に接する既存のドアを高断熱ドアへ交換すること又は外気に接する壁に高断熱ドアを新しく取り付けること。

（3）（略）

（助成対象事業）

第5条

一～二（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。

一 第11条の規定による交付申請（以下「交付申請」という。）を行うための第7条第1項の規定による事前申込（以下「事前申込」という。）を公社が受け付けた日より前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。ただし、以下の表に掲げる期間において、契約締結し、又は契約締結及び工事したもの（以下「契約締結等」という。）に係る経費を除く。

	契約締結等をした日	
	令和5年4月1日から同年6月30日までの間	
	令和6年3月30日から同年3月31日までの間	
	令和6年4月1日から同年6月30日までの間	
	令和7年4月1日から同年6月30日までの間	

二（現行のとおり）

3（現行のとおり）

第6条～第36条（現行のとおり）

附 則（令和7年10月1日付7都環公地温第4039号）

本交付要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（現行のとおり）

別表第2

	書類の種類	備考
一	申請者の実在を証明するもの	
二	リース事業者の実在を証明するもの	リース事業者と共同申請する場合に限る。
三	建物の登記事項証明書	
四	助成事業に係る工事契約書	
五	助成事業に関する領収書	
六	リース契約書	助成対象設備に係るリース契約を締結

	契約締結等をした日	
	令和5年4月1日から同年6月30日までの間	
	令和6年3月30日から同年3月31日までの間	
	令和6年4月1日から同年6月30日までの間	
	令和7年4月1日から同年6月30日までの間	

二（略）

3（略）

第6条～第36条（略）

別表第1（略）

別表第2

	書類の種類	備考
一	申請者の実在を証明するもの	
二	リース事業者の実在を証明するもの	リース事業者と共同申請する場合に限る。
三	建物の登記事項証明書	
四	助成事業に係る工事契約書	
五	助成事業に関する領収書	
六	リース契約書	助成対象設備に係るリース契約を締結した場合に限る。
七	支払委託契約書	助成対象設備に係る支払委託契約

		した場合に限る。			を締結した場合に限る。
七	支払委託契約書	助成対象設備に係る支払委託契約を締結した場合に限る。	八	費用総括表	
八	費用総括表		九	費用明細書	
九	費用明細書		十	施工前・施工後の写真	実施要綱第4 4(1)(高断熱窓又は高断熱ドア)による助成金を受けようとする場合に限る。
十	施工前・施工後の写真	実施要綱第4 4(1)(高断熱窓又は高断熱ドア)による助成金を受けようとする場合に限る。	十一	平面図	実施要綱第4 4(2)(断熱材)による助成金を受けようとする場合に限る。
十一	平面図	実施要綱第4 4(2)(断熱材)による助成金を受けようとする場合に限る。	十二	設置した高断熱窓又はドアが要件に適合することを証明する書類	実施要綱第4 4(1)(高断熱窓又は高断熱ドア)による助成金を受けようとする場合に限る。 ・メーカーによる性能証明書の写し ・施工証明書(※性能証明書の写しが提出できない場合に限る。)
十二	設置した高断熱窓又はドアが要件に適合することを証明する書類	実施要綱第4 4(1)(高断熱窓又は高断熱ドア)による助成金を受けようとする場合に限る。 ・メーカーによる性能証明書の写し ・施工証明書(※性能証明書の写しが提出できない場合に限る。)	十三	設置した断熱材が要件に適合することを証明する書類	実施要綱第4 4(2)(断熱材)による助成金を受けようとする場合に限る。 ・メーカーによる性能証明書の写し ・施工証明書(※性能証明書の写しが提出できない場合に限る。)
十三	設置した断熱材が要件に適合することを証明する書類	実施要綱第4 4(2)(断熱材)による助成金を受けようとする場合に限る。 ・メーカーによる性能証明書の写し ・施工証明書(※性能証明書の写しが提出できない場合に限る。)	十四	設置した遮熱塗料が要件に適合することを証明する書類	遮熱塗装を助成対象経費に含める場合に限る。
十四	設置した遮熱塗料が要件に適合することを証明する書類	遮熱塗装を助成対象経費に含める場合に限る。	十五	設置した高断熱浴槽が要件に適合することを証明する書類	実施要綱第4 4(3)(高断熱浴槽)による助成金を受けようとする場合に限る。 ・メーカーによる性能証明書の写し ・施工証明書(※性能証明書の写しが提出できない場合に限る。)
十五	設置した高断熱浴槽が要件に適合することを証明する書類	実施要綱第4 4(3)(高断熱浴槽)による助成金を受けようとする場合に限る。 ・メーカーによる性能証明書の写し ・施工証明書(※性能証明書の写しが提出できない場合に限る。)			

		出できない場合に限る。)			
十六	<u>B E L S 評価書または 既存住宅性能証明書</u>	<u>交付要綱第 4 条第一項第一号(2)ただし 書きの(ア)から (エ) までのいずれかに 該当し、助成金を受けようとする場合に 限る。</u>		書類	る場合に限る。 ・メーカーによる性能証明書の写し ・施工証明書(※性能証明書の写し が提出できない場合に限る。)
十七	リフォーム瑕疵保険の 保険証券または保険付 保証明書	実施要綱第 4 4 (4) (リフォーム瑕疵 保険等) による助成金を受けようとする 場合に限る。	十六	リフォーム瑕疵保険の保険 証券または保険付保証明書	実施要綱第 4 4 (4) (リフォーム 瑕疵保険等) による助成金を受け ようとする場合に限る。
十八	大規模修繕工事瑕疵保 険の保険証券または保 険付保証明書	実施要綱第 4 4 (4) (リフォーム瑕疵 保険等) による助成金を受けようとする 場合に限る。	十七	大規模修繕工事瑕疵保険の 保険証券または保険付保証 明書	実施要綱第 4 4 (4) (リフォーム 瑕疵保険等) による助成金を受け ようとする場合に限る。
十九	国及び他の地方公共団 体による補助金におい て受領した交付額確定 通知書等	助成対象設備に係る国及び他の地方公 共団体による補助金の交付を受ける場 合に限る。	十八	国及び他の地方公共団体 による補助金において受領し た交付額確定通知書等	助成対象設備に係る国及び他の地 方公共団体による補助金の交付を 受ける場合に限る。
二十	通帳・口座証明書		十九	通帳・口座証明書	
二十一	その他公社が必要と認 める書類		二十	その他公社が必要と認める 書類	
別表第 3 (現行のとおり)			別表第 3 (略)		